



ひだか 商工会だより

平成 20 年 7 月 28 日 (第 62 号)

最低賃金法が変わります

最低賃金の決定基準や罰則の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われました。

地域別最低賃金はこうなります

地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活が営むことができるよう、生活保護に係る施策後の整合性にも配慮することとなります。最低賃金の具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。

Q 改正によって最低賃金はただちに決定されるのですか？

A 改正法の施行の際に有効である最低賃金については、次の改正までの間は改正法に基づいて決定された最低賃金とみなされることから、改正法の施行の

際にただちに改定はされません。

地域別最低賃金については、毎年十月頃改定されていますので、厚生労働省HPなどでご確認ください。なお、現在決定されている北海道最低賃金額は、六百五十四円です。

地域別最低賃金の不払の場合の

罰金の上限額が引き上げられます

地域別最低賃金の不払の場合の罰金の上限額が二万円から五十万円に引き上げられました。

産業別最低賃金はこうなります

産業別最低賃金については、その不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反（罰金の上限額三十万円）が適用されます。

Q 産業別最低賃金が適用される労働者に、地域別最低賃金に満たない賃金しか支払われない場合はどうなりますか？

A 改正法では、産業別最低賃金が適用される労働者に、使用者が地域別最低賃金に満たない賃金しか支払わない場合は最低

最低賃金法の一部を改正する法律について、平成 19 年 12 月 5 日に公布され、平成 20 年 7 月 1 日から施行されました。

就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度については、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するよう整備することが重要な課題となっています。

今回の最低賃金法の改正は、最低賃金制度について、そのような社会経済情勢の変化に対応し、必要な見直しを行うこととしたものです。

賃金法の罰則（罰金の上限五十万円）が適用されることになり
ます。

地域別最低賃金については毎年十月頃、産業別最低賃金については毎年十月～二月の間に改定されていますので、厚生労働省HPなどでご確認ください。

適用除外規定が見直されます

障害により著しく労働能力の低い者等に関する適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されます。

Q 現在、最低賃金の適用除外許可を受けた人を雇っています
が、今後どのような取扱いになる
のですか？

A 改正法の施行の際、既に都道府県労働局長の認可を受けて最低賃金法が適用除外となっている労働者については、施行日（平成二十年七月一日）から一

年の間に、新たに最低賃金の減額の特例の許可を受ける必要がありません。

なお、減額特例の許可の対象となる労働者は、精神又は身体障害により著しく労働能力の低い者 試みの使用期間中の者 認定職業訓練を受けている者 軽易な業務に従事する者 断続的労働に従事する者

最低賃金の表示が時間額のみになります

時間額、日額、週額又は月額で定められることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみになります。

Q 現在、産業別最低賃金には時間額の他に日額によって定められているものがありますが、改正法によって日額はなくなるのですか？

A 日額によって定められてい

る最低賃金について、施行後の最初の改正の際に、時間額のみによって定められることとなります。

最低賃金額が時間額のみになった後、支払われる賃金が日額である場合に、その支払額が最低賃金以上かどうかを調べるには、賃金額を一時あたりの金額に換算して比較することになります。

Q 具体的にはどのように賃金額を一時あたりの金額に換算するのですか？

A 日給の場合を例にとつて、東京都の会社にパートとして勤めるAさんは一日の所定労働時間が七時間半、日給五千五百円で働いているとします。

これが東京都の最低賃金額七百三十九円を上回っているかどうかを確認するには、日給額÷所定労働時間数を計算し、比較します。日給額÷7.5時間＝

七百三十三円三十三銭とな
り東京都の最低賃金額七百三十九円を下回っていることが分かります。

経営幹部実力養成講座

中小企業大学校旭川校では、組織作り、人材養成、ビジョン構築に学ぶ経営幹部のための『マネジメント実行力』講座を開催いたします。

- ・ 期間 一回目 十月一日～三日
二回目 十一月十四日～十六日
三回目 十二月八日～十日まで
 - ・ 受講対象者 管理職・経営幹部・経営者
 - ・ 定員 二十名
 - ・ 受講料 九万八千七百円
- 詳しくは、旭川研修担当者までお気軽にお問合せくださいませ。

トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入及び適正取引の推進に関するお知らせ

国土交通省北海道運輸局

昨今の原油高騰により、平成十五年度まで安定していた軽油価格は、平成十五年度比で約九割も上昇し、トラック産業に与える影響は大変深刻なものとなっています。

このことから、政府の「年度末に向けた中小企業対策について」（H二一・二・二十関係閣僚申し合わせ）を踏まえ、国土交通省では公正取引委員会との連名で三月四日に「軽油価格高騰に対応するためのトラック運送業に対する緊急措置」を取りまとめたところです。

この緊急措置においては、ト

トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入を促進するため、政府が緊急ガイドラインを作成・周知することとされております。

また、トラック運送業について、荷主、元請事業者、下請事業者間の適正取引を推進するためにガイドラインを策定することが決定されています。

今般、これらを踏まえて、公正取引委員会と協議の上、トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を作成しました。

つきましては、本ガイドラインの趣旨等をご理解いただきますようお願いいたします。

燃料サーチャージ制とは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建て運賃として設定する制度。

テナント入居者募集

コミシヨップサンポッケ（道の駅）では、軽食・喫茶『らたんどーる』が退店することになり、新規にテナント入居者を募集しています。

営業は、軽食・喫茶や名称に係らず開店を希望される方（日高町民）は応募することが出来ます。

店舗面積四十五・六㎡
応募締切 九月一日まで
応募先及び詳細については、

日高町商工会 本所
01456-2-6301（飛渡）
日高町商工会 支所
01457-6-2106（武井）
まで、連絡願います。

職員の異動

記帳指導員の工藤綾子さんが七月十八日付で退職となり、後任に瀧口朋美さんが七月二十二日より就任することになりました。

工藤さんにおかれましては二年六ヶ月間記帳指導員として勤務していただきました。お疲れ様でした。また、瀧口さんにはご主人の職場（役場）の異動によって四月にこちらに来ました。どうぞ宜しくお願いいたします。



中小企業の皆様！

中退共で退職金の準備を始めませんか？

中退共制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です

適格退職金制度からの移行です

適年解約事業所の約半数が中退共に移行しています

掛金の一部を国が助成します

中退共制度に新しく加入する事業主に掛金の1/2（従業員ごとに上限5,000円）を加入後4ヶ月目から1年間助成します

掛金は全額非課税です

掛金は、法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費となります

管理が簡単です

従業員ごとの納付状況、退職金資産額等を事業主にお知らせしますので退職金の管理が簡単です

掛金以外の経費がかかりません

事務手数料・管理費等は一切不要です

《お問い合わせ先》

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

詳しくはホームページをご覧ください

中小企業退職金共済事業本部

〒105-8077 東京都港区芝公園 1-7-6

TEL (03) 3436-0151 (代表)

FAX (03) 3436-0400

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

町民ゴルフ大会

町民ゴルフ大会実行委員会（委員長 磯田憲生）では、今年で第三回を迎える町民ゴルフ大会の参加者を募集しています。町民であればどなたでも参加できます。開催日は九月二十八日（日）で、これからポスターなどを作製し、皆様にお知らせすることとなります。

詳しくは実行委員会事務局（日高町商工会本所 大越）までお問合せください。

〇一四五六 二・六三〇一